



2025 年 12 月 1 日(月)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

介護保険を使用した 住宅改修とリフォーム

住宅改修を利用できる人

自宅のリフォームと介護保険の住宅改修(以下住宅改修)を一緒に行いたいという要望は割と多いものです。住宅改修は対象になる工事や手続きに決まりや制約があります。次の2つの条件が必要です。

- ① 要支援1・2もしくは要介護1～5の認定を受けている。認定期間中である。
- ② 自宅で生活している。

保険給付の対象となる工事・給付額

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差や傾斜の解消(浴室の段差解消に伴う浴槽交換も含む)
- ③ 滑りにくい床材、移動しやすい床材への変更
- ④ 開き戸から引き戸等への扉の交換、撤去
- ⑤ 和式便器から洋式便器への交換(ウォッシュレット含まず)
- ⑥ これら①～⑤の工事に付帯して必要な工事

給付額は20万円までの工事費用の7～9割が支給されます。数回に分けることもできます。

手続きの流れ

工事完了前に認定期限が切れてしまった、自治体から郵送される審査結果を受ける前に工事をしてしまった等の場合は保険給付

の対象外ですので注意が必要です。

- ① ケアマネジャーに相談する(ケアマネジャーが決まっていないときは最寄りの地域包括支援センターが相談先です)
 - ② 施工担当業者、ケアマネジャーまたは、包括支援センター職員が訪問して改修箇所を確認、改修の必要性を検討
 - ③ 見積りを確認し施工業者を確定させる(複数の業者から相見積りをとっても良い)
 - ④ 必要な書類をそろえ自治体窓口で申請する
 - ⑤ 自治体から郵送される診断結果を受け取る
 - ⑥ 住宅改修工事を行う
 - ⑦ 施工業者に改修費用全額を払う
 - ⑧ 自治体の窓口で改修後の手続きをする
 - ⑨ 審査の結果、介護保険対象と認められた時は工事費用の7割～9割が返還される
- 住宅改修の利用を受けられるのは認定を受けている人の介護のためなので、それ以外のリフォーム工事は自費で対応することになります。



介護保険で手
すりを付けら
れて助かった
わ